（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第五条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第四条第一項中「第十条」の下に「及び第十一条の二」を加える。

第三章中第十一条の次に次の一条を加える。

（訂正報告書の提出先）

第十一条の二　第四条第一項の規定により財務局長等に提出した内部統制報告書に係る訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。ただし、金融庁長官が法第二十四条の四の五第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。

（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第六条　発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「公開買付者」の下に「又は対象者」を加え、「又は第二項の規定」を「若しくは第二項」に改め、「含む。）」の下に「、法第二十七条の八第三項若しくは第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項並びに第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第二十七条の十三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定」を、「関東財務局長」の下に「（金融庁長官による法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官。次項において同じ。）」を加える。

第三十三条の二第四項中「承諾」を「同意」に改める。

第二号様式第5の3(1)中

「

区分	株式の状況（1単元の株式数　株）									単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計		
					個人以外	個人				
株主数(人)										—
所有株式数(単位)										
所有株式数の割合(%)										

」

を

「

区分	株式の状況（1単元の株式数　株）									単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計		
					個人以外	個人				
株主数(人)										—
所有株式数(単位)										
所有株式数の割合(%)								100		—

」

に

改める。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二十七条の八第一項又は第二項」を「第二十七条の八第一項から第四項まで」に改め、「関東財務局長」の下に「（金融庁長官による法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出の命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官）」を加える。

第二十五条の二第四項中「承諾」を「同意」に改める。

（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正）

第八条　株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、金融庁長官が法第二十七条の二十九第一項において準用する法第九条第一項及び第十条第一項の規定による訂正報告書の提出を命じた場合には、当該訂正報告書は、金融庁長官に提出するものとする。

（特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令の一部改正）

第九条　特定証券情報等の提供又は公表（第二条―第十一条）

第三章　外国証券情報の提供又は公表（第十二条―第十七条）

附則

第一章　総則

第一条の見出しを削り、同条に次の三号を加える。

七　外国証券情報　法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券情報をいう。

八　外国証券売出し　法第二十七条の三十二の二第一項に規定する外国証券売出しをいう。

九　指定外国金融商品取引所　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章　特定証券情報等の提供又は公表

第二条第一項第一号中「金融商品取引所をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第二号中「金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。第七条第五項第二号において「令」という。）第二条の十二の二第三項第二号」を「令第二条の十二の四第三項第二号」に改め、同条第二項第二号中「ファンドをいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第五条第三項第二号中「をいう」の下に「。第十三条第三号、第十四条及び第十六条第三号において同じ」を加える。

第七条第五項第二号中「第二条の十二の二第一項」を「第二条の十二の四第一項」に改める。